

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International
役員報酬規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International（以下「当法人」という）定款第19条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）に支給する報酬（以下「役員報酬」という）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員報酬は、月額報酬及び役員賞与により構成する。
2. 前項の規定にかかわらず、使用人兼務役員については、使用人分の給与を別途支給することがある。
3. 第1項の規定にかかわらず、通勤に要する定期乗車券又は回数券代相当の通勤費を支給することができる。

第3条（決定方法）

役員報酬は、総会においてその総枠を決議し、理事会の決議により設置された報酬委員会が役員各人別の具体的支給額を決定する。

第4条（報酬の基準額）

1. 月額報酬は、別表に定める額を基準とする。但し、業績が著しく優れている役員には、別表に定める額を上回って支給することがある。
2. 使用人兼務役員に支給する使用人分給与は、原則として従業員のうちの最高額の給与（諸手当を含む基準内賃金）と同額以下とし、これを基本給と表示して支給する。
3. 役員賞与は、あらかじめ基準額を定めず、支給する場合にはその都度支給額を決定する。

第5条（就任又は退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算により支給する。

第6条（報酬の改定）

各役員の業績を評価して、別表に定める額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

第7条（計算期間並びに支給日）

1. 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。
2. 役員への月額報酬（使用人兼務役員の使用人分給与を含む）の支給日は毎月20日とする。但し、20日が銀行の休業日の場合は、その前の営業日を支給日とする。

第8条（控除金）

役員に支給する報酬から当法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料及び立替金等を控除する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、社員総会の議決を経るものとする。

（付則）

この規程は、平成27年3月26日より施行する。

（別表）

従業員給与の最高額を1として、役位別に以下を超えない金額とする。

代表理事	2.5
理事	1.0
監事	1.0

上記は、原本の写しに相違ありません。

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

代表理事 小暮 真久

貸 金 規 程

特定非営利活動法人

TABLE FOR TWO International

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International（以下「法人」という。）の従業員の賃金に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、正社員及び短時間正社員に適用する。

(賃金の支給範囲)

第3条 賃金とは、従業員の労働の対象として支払われるすべてのものをいう。したがって、従業員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第2章 月例賃金

(賃金の支払形態)

第4条 賃金の構成は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
 - ① 業務手当
 - ② 通勤手当
- (3) 割増賃金
 - ① 時間外勤務手当
 - ② 休日勤務手当
 - ③ 深夜勤務手当

(基本給)

第5条 基本給は、従業員各人の業務の内容、責任の程度、成果、意欲、遂行能力及び経験等を総合考慮のうえ決定する。

(業務手当)

第6条 業務手当は、45時間分の時間外手当相当額として、毎月定額を支給する。実際の時間外労働が45時間に満たない場合においても、通常に勤務している限り全額を

支給する。

- 2 実際の時間外勤務時間数が45時間を超えるときは、別途時間外勤務手当を支払うものとする。
- 3 業務手当は、短時間正社員には適用しない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤に電車、バス等の交通機関を利用する従業員に対して、1か月定期代相当額を支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、もっとも合理的かつ経済的であると法人が認めたものと限ることとし、上限額は月額3万円とする。

(割増賃金)

第8条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、管理監督者に該当する従業員は、深夜手当を除き割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外勤務手当 (法定労働時間を超えて労働させた場合)

通常労働時間の賃金 × 1.25 × 時間外勤務時間数

なお、業務手当を支給されている従業員は、実際の時間外勤務が45時間を超えた場合に限り支給する。

- (2) 休日手当 (法定休日に労働させた場合)

通常労働時間の賃金 × 1.35 × 休日勤務時間数

- (3) 深夜手当

午後10時から午前5時までの深夜時間に、業務命令により深夜労働をさせたときは、下記の式に基づく額を支給する。

通常労働時間の賃金 × 0.25 × 深夜勤務時間数

(通常労働時間の賃金)

第9条 前条でいう「通常労働時間の賃金」とは、次の算式による額とする。

通常労働時間の賃金 = 基本給 ÷ 160

- 2 短時間正社員については、次の算式による額とする。

通常労働時間の賃金 = 基本給 ÷ 120

第3章 賃金の支払いと計算方法

(賃金の支払方法)

第10条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、従業員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第11条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の計算期間及び支払日)

第12条 月例賃金は、毎月1日から当月末日までを計算期間とし、翌月20日に支払う。
なお、支給日が休日にあたる場合は、直前の営業日に繰り上げて支払う。

(中途入社時等の場合の日割計算)

第13条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、1日当たりの基本給及び諸手当を労働日数分支払うものとする。

- 2 本条における1日当たりの基本給は、基本給をその月の所定労働日数で除して得た額とする。諸手当も同様とする。

(欠勤等の場合の時間割計算等)

第14条 所定労働日に欠勤、遅刻、早退又は私用外出をした場合の時間について、1日当たり又は1時間当たりの基本給に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じて得た額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のをすべてを支給しないものとする。

- 2 本条における1時間当たりの基本給は、基本給を月平均所定労働時間数で除して得た額とし、1日当たりの基本給は1時間当たりの額に8時間（短時間正社員は6時間）を乗じて得た額とする。

(賃金の改定)

第15条 基本給及び諸手当等における賃金の改定（昇給及び降給をいう。以下同じ。）は、原則として毎年4月1日（5月支給給与）において、法人の業績及び個人の勤務成績、遂行能力、勤務態度等を勘案して各人ごとに決定する。また、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことができる。

(雇用形態転換の賃金体系)

第16条 正社員から短時間正社員に転換する場合、基本給は8分の6を乗じた額となり、業務手当は支給しない。なお、時間外労働が発生する場合は、法定労働時間を超えるまでは所定外勤務手当（割増無し）を別途支給する。

2 短時間正社員からフルタイム正社員になる場合、基本給は6分の8を乗じた額となり、業務手当を支給する。なお、1か月あたり45時間までの時間外勤務を超えた場合に限り、第8条に基づく割増賃金を支給する。

第4章 賞 与

(賞与)

第17条 法人は、従業員各人の査定結果、法人への貢献度等を考慮して、原則として年2回、7月及び12月の法人が定める日に賞与を支給する。ただし、財務状況等により支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2 賞与は、支給日当日に法人に在籍し、かつ通常に勤務していた者について支払うものとする。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成31年4月1日より一部変更して施行する。

上記は、原本の写しに相違ありません。

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International
代表理事 小暮 真久

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	事業年度	平成 31 年 1 月 1 日～令和 1 年 12 月 31 日
-----	------------------------------------------	------	-------------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会員受取会費	170,000 円
受取寄付金	6,259,969 円
事業寄付金収益	189,858,670 円
啓発事業収益	42,220,530 円
雑収益	2,008,195 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	240,517,364 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	10,500,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	10,500,000 円

(3) その他

該当なし

	円	.	.
	円	.	.
	円	.	.
	円	.	.

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
10人	36,996,665円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
31.1.23			食糧支援活動	2,069,656円
31.4.17			農業支援活動	6,784,530円
31.4.17			学校給食	47,755,901円
1.5.20			学校給食、学校菜園	2,419,848円
1.7.17			学校給食	17,486,259円
1.11.13			学校給食	17,612,571円
1.12.26			食糧支援活動	27,650,000円
	合計			121,778,765円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
該当なし		円
		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
③	平成31年1月1日 ～令和1年12月31日	6人	0人	0%	0人	0%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International							申請時
		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		
	役員数	6人	人	人	人	人	人	人
	(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
小暮 真久		理事		○						平成 26年 3月 11日就任
渡辺 伸行		監事		○						平成 26年 3月 11日就任
安東 迪子		理事		○						平成 30年 3月 26日就任
黒松 敦		理事		○						平成 30年 3月 26日就任
古森 剛		理事		○						平成 30年 3月 26日就任、令和

										1年12月20日 辞任
佐藤 俊司		理事		○						平成30年3月26日就任
牧 辰人		理事		○						平成30年3月26日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	都度	7年
現金出納帳	エクセル ルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意						
する	しない					
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International
-----	---------------------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						○
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

② 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------------	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ